

岐阜県教育旅行支援事業（地域観光事業支援）Q&A

Q1.事業の概要を教えてください。

A1.岐阜県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の学校行事である県内を目的地とする教育旅行（日帰り・宿泊）を対象として、宿泊の場合は、旅行代金（税込）の50%（一人1泊あたりの上限5,000円）、日帰りの場合は、旅行代金（税込）の50%（一人あたりの上限5,000円）を割引いて販売してください。

なお、割引額は1円単位で計算し、1円未満は切り捨てとなります。

Q2.申請者は学校でもいいですか？

A2.助成金の申請者は旅行会社のみです。

Q3.県外から通学する児童・生徒・学生にも割引は適用されますか？

A3.はい、適用されます。

Q4.教育旅行に随行する教職員にも割引は適用されますか？

A4.はい、適用されます。

ただし、旅行業者の添乗員、バスの運転手等は適用されません。

Q5.割引販売が適用される教育旅行に部活動の合宿は適用されますか？

A5.いいえ、適用されません。

学校行事として企画・催行するものになります。

Q6.行程で、一部県外への立ち寄りがある教育旅行は適用されますか？

A6. いいえ、適用されません。

ただし、行程中に県外を通過する際のトイレ休憩等での立ち寄りは除きます。

Q7.旅行代金の下限はありますか？

A7.割引する修学旅行の旅行代金の下限はなく、半額で割引販売ができます。ただし、割引額の上限は、日帰りの場合は、1人あたり5,000円、宿泊の場合は、1人1泊あたり5,000円です。

Q8.連泊の場合の割引額は？

A8.県内に2泊した場合は、旅行代金の半額か、1人あたり10,000円のいずれか小さい方が割引になります。例えば、旅行代金が1人あたり3万円（税込）の場合は、10,000円が割引になります。

Q9. 他の割引制度との併給はできますか？

A9. 市町村等が実施する割引事業との併給は可です。ただし、旅行代金の定価から、他の割引額を適用後、当該助成金を割引いて販売してください。

国の地域観光事業支援を活用して実施する事業（当連盟が実施する「大手旅行会社による旅行商品割引支援事業」及び（一社）岐阜県旅行業協会が実施する割引事業）及び、当連盟が実施する「岐阜県修学旅行助成金」との併給は不可です。

Q10.いつの宿泊から適用しますか？

A10. 令和3年7月12日から令和3年12月24日（宿泊の場合は令和3年12月25日チェックアウト）までの旅行が該当となります。

なお、原則旅行出発日の7日前までに助成金の申請が必要になりますが、7月12日から7月19日までに出発する旅行については、事務局へ連絡いただくとともに、速やかに申請書の提出をお願いします。

Q11.修学旅行の実施日に「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令されました。割引額は適用されますか？

A11. 旅行商品の催行日において、県内を対象区域とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」が発令された場合、助成金は交付しません。

また、岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合も助成金は交付しません。

Q12. 「緊急事態宣言」等で教育旅行が中止された場合、キャンセルした場合はキャンセル料については、助成金事業として補填されますか？

A12. キャンセル料の補填はございません。

Q13. 「緊急事態宣言」等で修学旅行が中止された場合、学校にキャンセル料を弊社から請求してよいですか？

A13. 割引前の旅行代金について、御社の約款等に則って対応してください。

Q14. 旅行行程で立ち寄り場所が2か所ありますが、それぞれ施設利用証明書の提出は必須ですか？

A14. 1か所の立ち寄り施設のみで構いません。

Q15. 一部県外への立ち寄りがあるものは適用されますか？

A15. いいえ、適用されません。ただし、行程中に県外を通過する際のトイレ休憩での立ち寄りは除きます。

Q16. 日帰り旅行の要件で、「旅行サービス等を含む」とありますが、具体的にはどのようなサービスですか？県が設置する博物館等は入場料が減免されますが、その場合は適用外となりますか？

A16. 「旅行サービス等」とは、旅先での消費となる観光施設（博物館・美術館含む）、体験アクティビティ、昼食などです。なお、国及び地方公共団体が設置

する博物館等において入場料等が減免された場合でも、旅行サービスとみなします。

Q17. 宿泊施設が「青年の家」の研修旅行は適用されますか？

A17. 旅館業法の適用を受けている宿泊施設に限ります。宿泊を学校が手配する場合は、割引の対象になりません。

Q18. 研修旅行の宿泊は「民泊」ですが、割引は適用されますか？

A18. 民泊で利用する宿泊施設が旅館業法での「簡易宿所営業」の許可を受けているのであれば、適用されます。

Q19. 送客手数料の算出方法を教えてください。

A19. 割引額の10%の額として、1円未満は切り捨てとなります。

Q20. 申請は10月31日までにすればよいか。

A20. 原則旅行出発の7日前にまでに申請をお願いします。また、10月31日までに交付決定を受けている必要がありますので、ご注意ください。なお、予算は十分に確保していますが、予算の上限に達した場合は受付を終了します。

Q21. 宿泊は学校で直接手配するが、それ以外の往復のバス、「旅行サービス等」を旅行会社で手配しているが割引の対象になるか。

A21. 直接学校が手配する宿泊は、割引の対象になりませんが、行程の中に「旅行サービス等」を含む場合は、宿泊費以外の代金は割引の対象になります。

Q22. 割引額を計算するにあたって、保険料は旅行代金に含めてよいか。

A22. 保険料は旅行代金に含めず、保険料を除いた額で割引額を計算してください。

い。

Q23. まん延防止等重点措置が発令された場合及び岐阜県が旅行商品割引事業の停止を決定した場合は、その期間中の事業は対象としないとされているが、まん延防止等措置が解除されれば、事業は再開するのか。

Q23. まん延防止措置等が解除され、新型コロナウイルスの感染状況「ステージ2相当」と県が判断した場合に再開します。